



2025年5月14日

各 位

会 社 名: 株式会社ミツバ  
代 表 者: 代表取締役社長 日野 貞実  
コード番号: 7280(東証プライム市場)  
本社所在地: 群馬県桐生市広沢町一丁目2681番地  
問 合 せ 先: 執行役員人事部長 飯尾 泰貴  
電 話 番 号: 0277-52-0350

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）を対象として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2025年6月26日開催予定の第80回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度を導入する目的

本制度は、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を割当てする報酬制度です。

#### 2. 本制度の概要

##### (1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度による譲渡制限付株式の付与は、①取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分をする方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法のいずれかの方法により行うものといたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2016年6月24日開催の第71回定時株主総会において、年額600百万円以内（監査等委員である取締役を除きます。）とご承認いただいておりますが、本制度では、当該報酬枠とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を、年額100百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

##### (2) 対象取締役に発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度により発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行される普通株式の総数は、200,000株以内とします。但し、当社が普通株式について、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、上記①の方法の場合、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の金銭の払込みは要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する報酬額は、1株につき当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、算出いたします。

また、上記②の方法の場合、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東

京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものいたします。

- ①対象取締役は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ②一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。
- ③当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。

### 4. 本制度の導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を取締役へ報酬として割当てるものであるため、本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

### 5. 当社の執行役員への割当て

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割当てる予定です。

以 上